

次のとおり郵送・事後審査方式制限付一般競争入札に付する。

平成29年4月20日

東総地区広域市町村圏事務組合
管理者 明智忠直

1 入札に付する事項

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 広域最終処分場建設に係る実施設計業務 |
| (2) 委託業務の箇所 | 東総地区広域市町村圏事務組合 構成市管内（銚子市、旭市、匝瑳市） |
| (3) 委託業務内容 | 別紙仕様書等のとおり |
| (4) 業務委託期間 | 契約締結日の翌日から平成30年3月26日まで |
| (5) 予定価格 | 事後公表 |
| (6) 最低制限価格 | 無 |
| (7) 入札保証金 | 免除 |
| (8) 契約保証金 | 免除 |
| (9) 契約書の作成 | 必要 |

2 参加資格

下記の全てを満たしていること。

- (1) 国土交通省の建設コンサルタントの事業登録（廃棄物部門、建設環境部門、地質部門、土質及び基礎部門、鋼構造及びコンクリート部門）を受けていること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (3) 当該業務の仕様書等に従い業務が遂行でき、かつ、別途東総地区広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）が設定する委託費上限以下の金額で業務が遂行できる者であること。
- (4) 銚子市、旭市及び匝瑳市（以下「関係市」という。）すべての平成28・29年度入札参加資格者名簿に測量・コンサルタントとして登載されている者で、関係市いずれかの建設工事等請負業者指名停止措置要領（旭市においては要綱）に基づく指名停止措置及び建設工事等暴力団対策措置要綱（匝瑳市においては契約に係る暴力団等排除措置規則、旭市においては契約に係る暴力団等排除措置要綱）に基づく指名除外措置を、公告日から開札日までの間、受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げる者でないこと。
ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又

- は公告日前6か月以内に手形及び小切手を不渡りした者
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (6) 関係市の市税に滞納がないこと。（法人にあっては当該法人及び代表者に滞納がないこと。）
- (7) 公告日現在において、千葉県内に本支店又は営業所があること。
- (8) 公告日から過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する被覆型一般廃棄物最終処分場の実施設計等に関する業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。
- (9) 廃棄物関連施設に係る技術的知識と同種業務を照査技術者以外として完了した実績を有するとともに、次の資格を持つ技術者を配置できること。なお、技術者のうち、1名を管理技術者とし、主たる会議、打合せへの出席等業務の全般にわたり技術管理を行わせるものとする。さらに、1名を照査技術者、1名を現場代理人、1名を建築担当技術者とする。なお、管理技術者、照査技術者、現場代理人、建築担当技術者は同一人物が兼ねることはできないものとする。また、配置する技術者は公告日現在で、入札参加者と3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

ア 管理技術者

技術士（総合技術監理部門-衛生工学-廃棄物管理）、技術士（衛生工学部門-廃棄物管理）のうち、いずれかの資格を有すること。さらに、技術士（建設部門-建設環境）の資格を有すること。（総合技術監理部門及び衛生工学部門における「廃棄物管理」制定以前の「廃棄物管理計画」、「廃棄物処理」は同等とみなす。）

イ 照査技術者

技術士（総合技術監理部門-衛生工学-廃棄物管理）、技術士（衛生工学部門-廃棄物管理）のうち、いずれかの資格を有すること。（総合技術監理部門及び衛生工学部門における「廃棄物管理」制定以前の「廃棄物管理計画」、「廃棄物処理」は同等とみなす。）

ウ 現場代理人

技術士（総合技術監理部門-衛生工学-廃棄物管理）、技術士（衛生工学部門-廃棄物管理）のうち、いずれかの資格を有すること。（総合技術監理部門及び衛生工学部門における「廃棄物管理」制定以前の「廃棄物管理計画」、「廃棄物処理」は同等とみなす。）

エ 建築担当技術者

建築士法で定める一級建築士の資格を有すること。

3 設計図書等の貸出

- (1) 貸出方法 組合ホームページでのダウンロードを原則とする。ただし、この方法によることができない者にのみ、施設整備課において印刷物を配付するものとする。
なお、印刷物の貸出を申請する場合は、施設整備課に電話で貸出日を予約し、設計図書貸出申請書（第4号様式）を持参の上、貸出を受けるものとする。
- (2) 貸出期間 公告日から平成29年5月10日（水）午後5時まで
※土曜日、日曜日及び祝日は除く
- (3) 貸出場所 東総地区広域市町村圏事務組合 施設整備課
千葉県銚子市若宮町1番地の1（銚子市役所4階）
電話番号0479-24-8101

4 設計図書に関する問い合わせ

- (1) 質問受付期限 公告日から平成29年4月26日（水）正午まで
- (2) 質問書提出方法
質問は、書面（様式任意）によるものとし、組合施設整備課宛てにファックス又は電子メールにファイル（ファイル形式はMicrosoft Wordとする。）を添付して提出すること。また、質問を送付した旨、電話連絡をすること。
- (3) 質問受付先 東総地区広域市町村圏事務組合 施設整備課
TEL 0479-24-8101 FAX 0479-22-3466
電子メールアドレス
shisetsu_seibi_toukou@city.choshi.lg.jp
- (4) 質問に対する回答は、平成29年5月1日（月）午後5時までに、組合ホームページの入札情報関係に掲載する。 ([URL:http://www.tksj.jp/](http://www.tksj.jp/))

5 入札書の提出（第1号様式）

- (1) 入札方法 郵送のみ（郵便書留又は簡易書留のいずれか）
- (2) 入札書郵送到着期限 平成29年5月10日（水）午後5時必着
- (3) 入札書郵送先 〒289-2521
千葉県旭市ハの612番地の1
東総地区広域市町村圏事務組合 総務課
電話番号0479-62-3305
- (4) 別送する書類 使用印鑑届兼委任状
- (5) 留意点 入札書と使用印鑑届兼委任状は必ず別送し、両書類とも入札書郵送到着期限までに必着とする。

6 開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成29年5月16日(火) 午前10時00分から
- (2) 場 所 東総地区広域市町村圏事務組合 大会議室
千葉県旭市ハの612番地の1
- (3) 開札の立会い 開札の立会いを予定する入札参加者は、開札日の前日までに総務課(電話番号0479-62-3305)へ連絡すること。

7 落札候補者となった場合に提出する書類

- (1) 落札候補者は、次のとおり一般競争入札参加資格証明書類を提出しなければならない。
 - ア 提出期限 平成29年5月17日(水) 午後5時まで
 - イ 提出場所 東総地区広域市町村圏事務組合 総務課
千葉県旭市ハの612番地の1
 - ウ 提出方法 直接持参
- (2) 提出書類
 - ア 入札参加資格審査申請書(第5号様式)
 - イ 建設コンサルタント(廃棄物部門、建設環境部門、地質部門、土質及び基礎部門、鋼構造及びコンクリート部門)登録通知書の写し
 - ウ 一級建築士事務所の登録を確認できる書類の写し
 - エ 公告日から過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する被覆型一般廃棄物最終処分場の実施設計等に関する業務を元請として受託し、完了した実績がある旨を証明できるもの。(例:契約書の写し等)
 - オ 各技術者の経歴書、保険証、資格証等の写し、同種業務に携わったことを証明できる書類(テクリス等)
 - カ 関係市内に本支店又は営業所がある場合は、市税の完納証明書(提出以前3か月以内に発行されたもの又は発行されたものの写し)

8 その他

- (1) 本入札の参加に係る費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 様式等詳細は東総地区広域市町村圏事務組合郵送・事後審査方式制限付一般競争入札実施要領及び東総地区広域市町村圏事務組合入札約款を参照すること。